

各食品に適した表示が必要です







国産 牛ロース

正味量(g) 100g当たり 〇〇〇〇 〇〇〇円

個体識別番号 1234567890

令和7年10月改正

|精 米 産地 品種 産年 原料玄米 単一原料米 広島県 コシヒカリ 〇年産 内容量 OOkg精米時期 〇〇年〇〇月下旬 〇〇米穀株式会社 販売者 広島県〇〇市〇〇町〇〇一〇 TEL OOOO- $\Delta\Delta$ -×××

韓国(インド洋)産 刺身用めばちまぐろ(解凍)

内容量(g) 100g当たり 000 000H

価格(円)

0000

消費期限 〇年〇月〇日 保存方法 10℃以下 加工者 (株)〇〇スーパー 広島県〇〇市〇〇

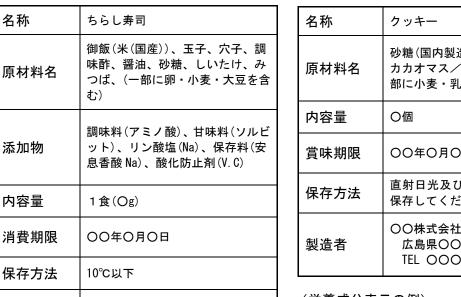
消費期限 〇年〇月〇日 保存方法 10℃以下 加工者 (株)〇〇スーパー 広島県〇〇市〇〇

価格(円) 0000

※(玄米及び精米)電話番号の表示も必要です。

加工食品表示例





製造所 △△株式会社

販売者

〇〇株式会社

広島県○○市○○町○一○

広島県〇〇市〇〇町〇〇一〇

TEL OOOO-AA-×××

砂糖(国内製造)、小麦粉、バター、 カカオマス/乳化剤、膨脹剤、(一 部に小麦・乳成分を含む) 〇〇年〇月〇日 直射日光及び高温多湿を避けて 保存してください。 〇〇株式会社 広島県○○市○○町○○一○ TEL OOOO- $\Delta\Delta$ -××××

(栄養成分表示の例)

栄養成分表示	1袋(48g)当たり
熱量	249kcal
たんぱく質	5.4 g
脂質	22.0 g
炭水化物	38.2 g
食塩相当量	0.8g

共涌事項

● 表示が必要な範囲

食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品、添加物を販売する場合に表示が必要です。

- ・包装されていない加工食品や飲食店等で設備を設けて飲食させる場合は、表示の対象外です(生食 用牛肉の注意喚起表示を除く)。
- ・加工食品のうち、インストア加工品のように、製造者と販売者が同一で、同一の施設内や敷地内で 製造販売する場合は、一部の表示(原材料、原料原産地、内容量、栄養成分表示等)の義務があり ません。
- 容器・包装に印刷する場合の文字サイズ (日本産業規格 Z8305(1962) を基準とする。)

生鮮食品 8ポイントの活字以上の大きさ

※ 容器・包装に表示する場合のみ

玄米及び精米 12ポイントの活字以上の大きさ ※ 内容量が3kg以下のものは、8ポイント以上でも良い

加工食品 8ポイントの活字以上の大きさ

150cm²以下の場合は、5.5 ポイント以上でも良い

※ 牛鮮食品(玄米及び精米を除く)、加工食品で、表示可能面積が

● 表示する場所

見やすいところに表示してください。

生鮮食品

容器・包装、商品に近接した掲示 流通時の送り状や納品書等

加工食品 容器・包装へ表示

食品 食品 5.5pt 8. Opt 12. Opt

生鮮食品

- ●必要な表示事項は 名 称 と 原産地 +水産物は 解 凍 と 養 殖
- ●原産地の書き方は

農作物 国産品 都道府県名 (市町村名)、輸入品 原産国名

■ 産品 水域名又は地域名(養殖場がある都道府県名)、 輸入品 原産国名

国産品 国産(都道府県名)、 輸入品 原産国名

※国産牛肉には、10桁の個体識別番号(又はロット番号)の表示が必要です(一部対象外あり)。 ★生食用食肉には、個別に定められた表示事項があります。

加工食品

詳細は裏面へ

〔主な義務表示の項目〕

- ○名
- ○原材料名
- ○添 加 物
- ○原料原産地名
- ○アレルゲン(アレルゲンを含む場合)
- ○内容量
- ○消費期限又は賞味期限
- ○保存方法
- ○食品関連事業者の氏名(名称)・住所
- ○製造所等の所在地・製造者等の氏名(名称)
- ○栄養成分の量及び熱量

業務用食品

業務用生鮮食品

- ●名称 ●原産地
- ●内容量(特定商品のみ)等

業務用加工食品

- ●名称 ●原材料名
- ●原料原産地名(対象食品のみ)
- ●原産国名(輸入品のみ) ●添加物
- ●アレルゲン(アレルゲンを含む場合)
- ●内容量(特定商品のみ)
- ●消費期限又は賞味期限
- ●保存方法
- ●食品関連事業者の氏名(名称)・住所
- ●製造所等の所在地・製造者等の氏名(名称) 等